

旭川医科大学教育センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学教育センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学教育センター規程（平成 16 年旭医大達第 95 号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
(略)	(略)
(業務)	(業務)
第3条 センターは、次に掲げる事項の調査及び研究並びに企画及び実施に関する業務を行う。	第3条 センターは、次に掲げる事項の調査及び研究並びに企画及び実施並びにその点検・評価等に関する業務を行う。
(1) 教育システム及びカリキュラムに関すること。	(1) 教育システム及びカリキュラムに関すること。
(2) 医学チュートリアル教育に関すること。	(2) 医学チュートリアル教育に関すること。
(3) 共用試験（CBT及びOSCE）に関すること。	(3) 共用試験（CBT及びOSCE）に関すること。
(4) 医学科の卒前臨床実習に関すること。	(4) 医学科の卒前臨床実習に関すること。
(5) 臨地看護学実習に関すること。	(5) 臨地看護学実習に関すること。
<u>(6) 医学・看護学研究教育に関すること。</u> （新設）	(6) 地域医療教育に関すること。
(7) 地域医療教育に関すること。	(7) 早期体験実習及び地域医療実習に関すること。
(8) 早期体験実習及び地域医療実習に関すること。	(8) FD活動に関すること。
(9) FD活動に関すること。	(9) 授業評価に関すること。
(10) 授業評価に関すること。	(10) その他教育及び学生支援に係る中期計画等の実施に関すること。
(11) その他教育及び学生支援に係る中期計画等の実施に関すること。	(組織)
(組織)	(組織)
第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。	第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。
(1) センター専任の教員	(1) センター専任の教員
(2) 第5条に定める部門の教員	(2) 第5条に定める部門の教員
(3) その他必要な職員	(3) その他必要な職員

2 センターにセンター長を置き、前項第1号に規定する者のうちから学長が指名する者をもって充て、センターの業務を掌理する。 3 センターに副センター長を置き、前項第1号に規定する者のうちから学長が指名する者をもって充て、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。 (部門) 第5条 センターに、その業務を分掌させるため次の部門を置く。 (1) 医学チュートリアル教育部門 (2) <u>共用試験CBT部門</u> (3) <u>共用試験臨床実習前OSCE部門</u> (新設) (4) <u>共用試験臨床実習後OSCE部門</u> (新設) (5) <u>臨床実習部門</u> (6) <u>医学・看護学研究教育部門</u> (新設) (7) 地域医療教育部門 (8) FD・授業評価部門 (9) 臨地看護学実習部門 2 前項各号の部門に関する組織、業務等の必要な事項は別に定める。 (運営会議) 第6条 センターに、センターの業務を円滑時進めるため、旭川医科大学教育センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。 2 運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター専任の教員 (2) 教育担当副学長 (3) 学科長 (4) <u>地域共生医育センター長</u> (5) その他センター長が必要と認めた者 (略) <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u> 【改正理由】 教育に関するマネジメント体制の見直しに伴い、業務、部門の整備を行うものである。	2 センターにセンター長を置き、前項第1号に規定する者のうちから学長が指名する者をもって充て、センターの業務を掌理する。 3 センターに副センター長を置き、前項第1号に規定する者のうちから学長が指名する者をもって充て、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。 (部門) 第5条 センターに、その業務を分掌させるため次の部門を置く。 (1) 医学チュートリアル教育部門 (2) <u>共用試験部門</u> (3) 医学科臨床実習部門 (4) 地域医療教育部門 (5) FD・授業評価部門 (6) 臨地看護学実習部門 2 前項各号の部門に関する組織、業務等の必要な事項は別に定める。 (運営会議) 第6条 センターに、センターの業務を円滑時進めるため、旭川医科大学教育センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。 2 運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター専任の教員 (2) 教育担当副学長 (3) 学科長 (4) 地域共生医育統合センター長 (5) その他センター長が必要と認めた者 (略)
---	--